

三、依照所得稅法第 17 條之規定，納稅義務人及其配偶之同胞兄弟姐妹合於下列條件之一者，每年每人得減除其扶養親屬免稅額：

- (1) 未滿 20 歲者；
- (2) 已滿 20 歲，因在校就學受納稅義務人扶養者；
- (3) 已滿 20 歲，因身心殘障受納稅義務人扶養者；
- (4) 已滿 20 歲，因無謀生能力受納稅義務人扶養者。

本人及本人配偶之同胞兄弟姐妹合於上列規定條件者，計有： _____ 人

姓名	稱謂	出生年月日	身分證統一編號	符合之條件	姓名	稱謂	出生年月日	身分證統一編號	符合之條件
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()

四、依照所得稅法第 17 條之規定，納稅義務人其他親屬或家屬，合於下列條件之一者，每年每人得減除其扶養親屬免稅額，但受扶養者之父或母如屬第 4 條第 1 款及第 2 款之免稅所得者，不得列報減除。

- (1) 合於民法第 1114 條第 4 款未滿 20 歲或滿 60 歲以上無謀生能力確係受納稅義務人扶養者。
- (2) 合於民法第 1123 條第 3 項未滿 20 歲或滿 60 歲以上無謀生能力確係受納稅義務人扶養者。

本人之其他親屬或家屬合於上列規定條件者，計有： _____ 人

姓名	稱謂	出生年月日	身分證統一編號	符合之條件	姓名	稱謂	出生年月日	身分證統一編號	符合之條件
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()
				()					()

附註：民法第 1114 條：左列親屬互負扶養之義務：

- 一、直系血親相互間。
- 二、夫妻之一方與他方之父母同居者其相互間。
- 三、兄弟姐妹相互間。
- 四、家長家屬相互間。

民法第 1123 條：家置家長：
同家之人除家長外均為家屬。

雖非親屬而以永久共同生活為目的同居一家者視為家屬。

請務必簽名交回總務處，謝謝！

- 1、若您選擇每月【按國稅局稅額表扣繳】所得稅，請填寫清楚扶養親屬資料並於背面簽名。
- 2、若您選擇每月【按薪資總額扣繳 5%】所得稅，請不必填寫資料，但需於背面簽名。

薪資受領人 _____ 填報日期 _____
(簽章)